

○京都府情報公開・個人情報保護審議会規則

令和2年1月31日

京都府規則第1号

京都府情報公開・個人情報保護審議会規則をここに公布する。

京都府情報公開・個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号。以下「条例」という。）第17条の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第1項の合議体)

第2条 条例第4条第1項の合議体に長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。

2 条例第4条第1項の合議体の会議は、長が招集し、長が議長となる。

3 条例第4条第1項の合議体は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 条例第4条第1項の合議体の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(条例第4条第2項の合議体)

第3条 条例第4条第2項の合議体に長を置き、会長をもって充てる。

2 条例第4条第2項の合議体の会議は、長が招集し、長が議長となる。

3 条例第4条第2項の合議体は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 条例第4条第2項の合議体の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員等の読替え)

第5条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年京都府条例第7号）第2条第1項の場合における第2条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第3項及び第3条第3項	委員の過半数	委員の過半数及び1人以上の 専門委員
----------------	--------	-----------------------

第2条第4項及び第3条第4項	出席委員	会議に出席した委員及び専門委員
前条	委員	委員又は専門委員

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。